

— 目次 —

- 平成30年9月の税務
- 自然災害と中小企業支援策

いつもお世話になっております。

日中の暑さはまだ衰えませんが、  
朝夕はだいぶ涼しくなりましたね。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

## 平成30年9月の税務

9/10

- 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/1

- 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

## &lt;税務/会計トピックス&gt;

## 自然災害と中小企業支援策

## ◆想定できないような災害が増えた？

近年、急激な天候の変化が大きな自然災害となるケースが増えている感じがします。気候変動の影響で台風のルートが変わったり想定を超える雨量で甚大な被害が発生したり、今まで大丈夫であった場所にも被害が及ぶ事があります。

万が一被害を受けた場合、復旧に費用や時間を要する事がありますが支援策はどのようになっているのでしょうか。

## ◆災害救助法が適用される災害支援

この法は、被災された方の状況が著しく困難でかつ多数の世帯の住居が滅失した状態の被災地に都道府県が適用し、自衛隊や日本赤十字に応急的な救助の要請、調整、費用負担を行うとともに被災者の救助や保護の活動を行う事を定めています。

中小企業向けには、

- (1)特別相談窓口の設置
- (2)災害復旧貸付の実施
- (3)セーフティネット保証 4 号実施（突発的災害が原因の売上げ減少による融資申請）
- (4)既往債務の返済条件緩和
- (5)小規模企業共済災害時貸付の適用

さらに激甚災害法に基づき指定されると上記支援策の他に、

- (1)災害関係保証（特例）の実施
- (2)政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引き下げが行われます。

## ◆保険と共済の適用

経済産業省が今年の 3 月に公表した資料によると、中小企業に対する国の支援策は事業者による自助を前提とするものの、平成 28 年度の台風 10 号、平成 29 年度の九州北部豪雨の被災事業者へのヒアリング結果から、各種災害と保険対象の補償を組み合わせた総合保険や休業補償にかかる商品を活用して損害をカバーしたケースをあげています。保険商品の多様化で細かいニーズに応える事が可能になっているとはいえ、活用するためには事業者も保険商品の内容の理解が必要としています。

地震や気候の変化にも事業活動を継続していけるよう対策を進めておくことが必要であるとしています。上記資料によれば平成 28 年 3 月時点では中小企業の B C P（事業継続計画）策定済み企業は 15%に留まっているという事です。

◆◆さいごに◆◆ 涼し気な虫の音に秋の深まりを感じる今日この頃。夜な夜な勤しんでいる読書の傍らに今までは『缶ビール』だったのが、ここ一週間は『暖かいお茶』となり、そんなところにも秋を感じます。朝晩は随分と冷え込むようになりましてので、くれぐれもご自愛くださいね。